

⑥ 保険証不携帯は不経済！？



病院を受診する際、あたりまえのように提示する「保険証」。

もし、この**保険証の提示がでないと医療費が高額になる**ことをご存じですか？

◆ 保険証がないと医療費が高額に！？

保険医療機関で受診する場合、診察・検査・注射等どんな診療でもその行為によって金額が決まっています。保険証を提示することによって、窓口では自己負担額(原則3割)の支払いで済むのです。



診療の金額は 1 点 10 円

診療は、医療行為ごとに点数が決まっています。

それを 1 点 10 円として計算し、総合計の原則 3 割が自己負担となります。

しかし、保険証を提示しないと病院側がその診療の金額を自由に設定でき(1 点 10 円で計算されないことがあります)、しかも 10 割全額を自分で支払うこととなるため、高額となってしまう場合があります。

例えば、風邪をひいて 1,000 点の診療を受けたとき



■ 保険証提示の保険診療の場合…

1 点 10 円 × 1,000 点 = 10,000 円

その 3 割負担で 3,000 円が支払額ですが・・・

■ 保険証を提示しない自由診療の場合…

10 割の 10,000 円を支払います。

ときには **1 点 20 円で計算されて 1,000 点 × 20 円 = 20,000 円 (10 割)** を支払うことも！

◆ あとから 7 割分は戻るけど・・・

10 割分を支払ったあと、健保組合に療養費として申請して認められれば健保負担分(原則 7 割)は給付されます。

しかし、診療が 1 点 10 円で計算されない場合は、実際に支払った額の 7 割が戻ってくるわけではありません。

◆ 保険証は常に携帯しましょう！

保険証を提示できないと医療費が高額となったり、給付を受けるために手間がかかったりとデメリットがあります。だからといって痛みを我慢して受診を控えてしまつては症状の悪化を招くことにもなりかねません。

そのようなことにならないよう、**保険証は常に携帯しましょう。**



■ 高齢受給者証をお持ちの方へお願い

医療機関を受診する際は、「保険証」と「高齢受給者証」を必ずセットで受付に提示してください。「高齢受給者証」は医療機関等の窓口での自己負担割合を示すもので、資格を証明するものではありませんのでご注意ください。